

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算(第10号)のうち、
環境部の所管する部分について

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算(第10号)のうち、環境部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和6年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和6年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1) の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、3.06%、平均引上額は、9,565円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和6年4月1日に遡及適用するものであります。

2 ページ目をお願いいたします。

(2) の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和6年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3 ページ目をお願いいたします。

令和7年度における期末・勤勉手当については、令和6年度12月に引き上げた月数を、令和7年度6月及び12月に均等に配分して引き上げを行います。

このため、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4 ページ目をお願いいたします。

(4) の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は2.71%となり、給与改定額は10,388円となるものであります。

5 ページ目をお願いいたします。

(5) の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が

5億4,300万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について改正を行うものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額20,900円から26,300円となっております。

8ページ目をお願いいたします。

(2)の期末勤勉手当につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

9ページ目をお願いいたします。

(3)の月額報酬の上限額の改定は、近年の賃金の上昇を踏まえた対応であり、現状の月額564,500円から月額587,800円

に引き上げるものです。

10ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、給料・報酬が5億3000万円余り、期末勤勉手当が1億8600万円余り、合計で7億1700万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約2万1千円、期末勤勉手当を含む年額では、約37万円の増額となります。

以上が給与改定の概要でございます。

続きまして、歳出についてです。

大津市予算関係議案の48ページをお願いいたします。

上段2項めの款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境保全費、説明欄1の常勤職員給与費は、環境政策課に係る常勤職員の育児休業の取得等に伴い、給料及び職員手当等の減額を措置していますが、改定による影響が上回り、増額補正となるものです。説明欄2の環境企画推進費及び説明欄3の会計年度任用職員雇用経費の増額は、給与改定によるものです。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、説明欄1の常勤職員給

与費は、廃棄物減量推進課及び環境施設課に係る常勤職員の給与改定に伴う増額に加え、決算を見据えた時間外手当等について追加を措置しようとするものです。

目2 産業廃棄物対策費、説明欄1の常勤職員給与費は、産業廃棄物対策課の常勤職員について、説明欄2の産業廃棄物対策費は、産業廃棄物対策課の会計年度任用職員について、それぞれ給与改定に伴い増額するものです。

目3 ごみ減量推進費、説明欄1のごみ減量推進費は、廃棄物減量推進課の会計年度任用職員の給与改定に伴い増額するものです。

目4 じん芥処理費、説明欄1の常勤職員給与費は、環境美化センター及び北部クリーンセンターの常勤職員の雇用経費について、説明欄2のじん芥処理推進費は、廃棄物減量推進課及び北部クリーンセンターの会計年度任用職員の雇用経費について、それぞれ給与改定分を中心に補正するものです。

目5 じん芥焼却場費、説明欄1の環境交流館管理運営費は環境交流館の会計年度任用職員、説明欄2のじん芥焼却場管理運営費は環境美化センターの会計年度任用職員、それぞれについて給与改定に伴い補正するものです。

目6 不燃物処分費、説明欄1の不燃物処分場管理運営費は、大田廃

棄物最終処分場及び北部廃棄物最終処分場の会計年度任用職員の雇用経費について給与改定に伴い補正するものです。

目 7 し尿処理費、説明欄 1 の常勤職員給与費は、衛生プラントの常勤職員の給与改定分を中心に、増額しようとするものです。

50 ページに移りまして、

説明欄 2 のし尿処理対策費、並びに説明欄 3 の衛生処理場管理運営費は、廃棄物減量推進課並びに衛生プラントの会計年度任用職員の雇用経費について、給与改定に伴い補正するものです。

以上、議案第 3 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 1 0 号）のうち、環境部の所管する部分についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。